

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

岐阜県瑞穂市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 旧巢南町地域

(1) 現況

本地域は、揖斐川、根尾川などの豊富な水資源を活用した稲作地帯であるとともに、甘柿の王様として広く知られる富有柿の原木があり柿の生産も多く行われていることから、今後とも農業振興を図るためには、地域において農業用排水路等を適切に保全管理することに加え、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することが必要となっている。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号に掲げる事業とともに、併せて、同項第3号に掲げる事業を推進することにより多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	旧巢南町区域	法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

多面的機能発揮促進事業の実施に際し、地域協議会（岐阜県農地・水・環境保全推進協議会）を活用し農業者団体等の取り組みを促進する。